

## 令和8年度分の地域包括支援センターの評価基準の改正について（案）

◎ 令和8年度分の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の評価基準について、現在の取組状況を踏まえ、以下のとおり改正する。

改正後の評価基準（令和8年度分）（案）は、別紙5のとおり。

### 1 区分2 地域のネットワーク構築 地域におけるネットワーク構築業務

#### ① 関係機関との連携づくり

地域におけるネットワークの構築は、センターが事業を推進する上で不可欠な取組である。近年、複合的な課題をもつ世帯への支援が増加するなど、高齢分野に限らず、幅広い分野との連携・協働によるネットワーク構築が必要となっている。

ネットワーク構築の手法は、地域団体が主催する会議への参加にとどまらないことから、イベントや行事等、日常のあらゆる活動や機会を通じた意識的な交流の視点を基準に加える。また、関係機関がセンターの役割を理解することにより、必要な情報が集約でき、地域のニーズ把握や相談・支援につながっているかどうか確認することも基準に加える。

	現 行	改 正 案
項目名	① 関係機関との連携づくり	① 関係機関との連携づくり
指標	民生委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ等地域団体の集まりに参加して、情報収集とともにセンターが何をしているかアピールし、顔が見える関係をつくり、必要な情報が入るようにしている。	地域団体や学校、企業や商店など顔の見える関係づくりを構築し、センターに関する理解が深まるよう働きかけるとともに、必要な情報が入るようにしている。
基準	4 地域団体主催の会議に、小学校区数に12を乗じた回数以上参加するとともに、圏域内の偏りなく参加している。	4 3に加え、関係機関などとの連携により、地域のニーズ・課題の把握や相談・支援につながっている。
	3 地域団体主催の会議に、小学校区数に9を乗じた回数以上参加している。	3 2に加え、関係機関などに対し、センターの役割などの理解が深まるよう働きかけている。
	2 地域団体主催の会議に、小学校区数に6を乗じた回数以上参加している。	2 1に加え、学校や企業・商店などと多様な機会を活用し、顔の見える関係づくりをしている。
	1 地域団体主催の会議への参加回数が、小学校区に6を乗じた回数未満である。	1 地域団体主催の会議や行事など多様な機会を活用し、顔の見える関係づくりをしている。

### 2 区分7 重点事業 (1) 地域介護予防拠点整備促進事業 成果(6)

地域介護予防拠点の参加者について、第9期高齢者施策推進プランで掲げた令和8年度の数値目標の達成を目指して評価基準を改める。

	現 行	改 正 案
基準	地域介護予防拠点の参加者が、圏域内高齢者人口の7.8%以上である。	地域介護予防拠点の参加者が、圏域内高齢者人口の <u>8.0%</u> 以上である。

### 3 区分7 重点事業 (3) 在宅医療・介護連携推進事業 成果(8)

ACPに関する教室等に参加した市民の人数について、第9期高齢者施策推進プランで掲げた令和8年度の数値目標の達成を目指して評価基準を改める。

	現 行	改 正 案
基準	ACPに関する教室等に参加した市民が、圏域の高齢者人口の1.2%以上いる（ただし、圏域内高齢者人口の1.2%が54人未満の場合は、参加した市民の人数は54人以上とする。）。	ACPに関する教室等に参加した市民が、圏域の高齢者人口の1.3%以上いる（ただし、圏域内高齢者人口の1.3%が62人未満の場合は、参加した市民の人数は62人以上とする。）。

#### 【参考】今後のスケジュール等について

##### ○ 設置法人・センターへの説明

見直し後の評価基準は、令和8年3月11日（水）に法人説明会を開催し説明する。